

# お知らせ

---

# 1 令和6年度末で経過措置期間が終了する事項について

# 令和6年度末で経過措置期間が終了する事項について

次の事項について、令和6年度末で経過措置期間が終了します。

## (1) 業務継続計画（BCP）未策定減算

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与（訪問介護以外は介護予防含）

## (2) 身体拘束廃止未実施減算

対象サービス：短期入所生活介護、短期入所療養介護（それぞれ介護予防含）

県指定事業所については（1）及び（2）は「基準型」として届出されない場合、「減算型」となります。

令和7年4月1日までに忘れずに提出書類等の届出をお願いいたします。

## (3) 令和7年度介護職員等処遇改善加算算定に関する届出について

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

令和7年4月15日までに、体制等届出書等の提出をお願いします。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/87414>

## 2 協力医療機関に関する届出について

## 協力医療機関に関する届出について

協力医療機関との取り決めの内容（要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置期間内（令和9年3月31日まで）に確保するための計画）を年に1回以上届け出る必要があります。

対象サービス：（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、  
介護老人保健施設、介護医療院  
地域密着型特定施設入居者生活介護、  
（介護予防）認知症対応型共同生活介護  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和6年度分についても、令和7年3月31日までに届出書の提出を忘れずに行うようお願いします。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85585>

### 3 介護サービス事業者の経営情報の報告について

## 介護サービス事業者の経営情報の報告について

介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて、美の国あきたHPでお知らせしています。

令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）の報告期限が、令和7年3月31日までとなっています。

報告がこれからとなる事業者は、速やかなご対応をお願いします。

対象：全ての介護サービス事業者（※）

（※）「過去過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外となります。

○令和7年1月1日以降に会計年度が終了する報告は、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うこととなります。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85602>